



2021年4月14日

各 位

会 社 名 TONE株式会社
代表者名 取締役社長 松村 昌造
(コード 5967 東証二部)
問合せ先 執行役員管理部長 井上 昌良
(TEL. 06-6649-5967)

「従業員向け株式給付信託」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員を対象としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式給付信託」（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」という。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

当社は、当社の従業員に対するインセンティブ・プランの一環として、当社の中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への当社の従業員の貢献意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

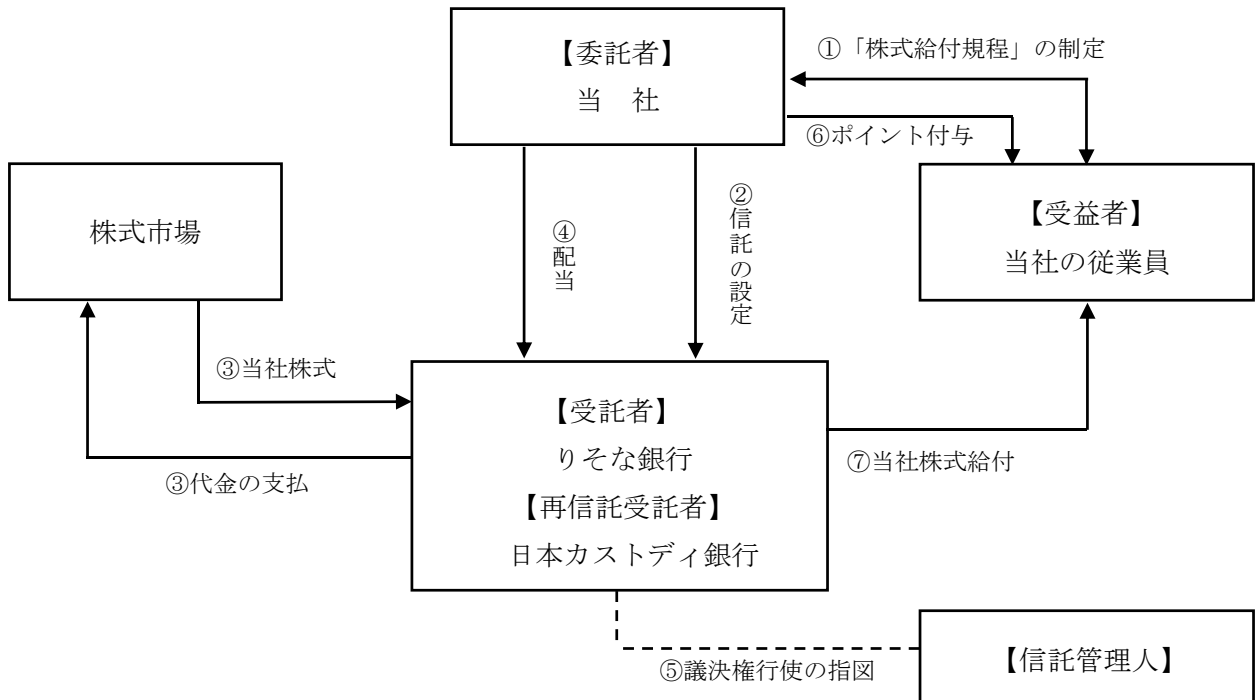
本制度は、当社が定める「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する制度です。

当社は対象となる従業員に対し、「株式給付規程」に基づき業績達成度及び貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給要件を満たした場合には、当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。なお、当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、当社の従業員の負担はありません。

本制度の導入により、当社の従業員は、当社株式の株価上昇による経済的利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者候補である当社の従業員の意思が反映されるため、当社の従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。
- ③ 本信託は、上記②で信託された金銭を原資として、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に係る議決権については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行い、受託者はかかる指図に従います。
- ⑥ 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑦ 当社の従業員に対しては、信託期間中、上記①の株式給付規程に基づき、業績達成度及び貢献度等に応じて事業年度毎にポイントが付与され、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした当社の従業員に対して、付与されたポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

※受益者要件を充足する当社の従業員への当社株式の給付により信託内に当社株式がなくなった場合、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

以上